

# USEN GAS プラン (料金表)等以外の供給条件

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係るガス料金の特別措置)

2024年1月1日実施

# 料金その他の供給条件の内容

## USEN GASプラン

### 1 適用

- (1) この供給条件は、東邦瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、当社が定めるUSEN GAS需給約款にもとづきガスの供給を受け、USEN GASプラン（料金表）（以下「料金表」といいます。）の適用を受けるお客さまに適用いたします。
- (2) この供給条件は、2024年1月の検針日の翌日から2024年6月の検針日までの期間に使用されるガスに適用いたします。

### 2 ガス料金および日割計算の特別措置

料金表の適用を受けるお客さまの従量料金は、料金表2（ガス料金）または3（日割計算）(1)にかかわらず、料金表別表（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

### 3 原料費調整単価の特別措置

- (1) 料金表の適用を受けるお客さまの原料費調整単価は、料金表別表（原料費調整）1(2)にかかわらず、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{原料費調整単価} = (2) \text{の基準原料費調整単価} - (5) \text{の特別措置の原料費調整単価}$$

- (2) 基準原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。  
なお、基準原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、当該値が正の場合は切り捨て、当該値が負の場合は切り上げます。

$$\begin{aligned} \text{基準原材料費} &= (\text{平均原料価格} - (3) \text{の基準原料価格}) \\ \text{調整単価} &\times \frac{(4) \text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(3) 基準原料価格は、次のとおりといたします。

中部エリア	83,350円
-------	---------

(4) 基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 立方メートルにつき	8 銭 1 厘
-------------	---------

(5) 特別措置の原料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日の翌日から2024年5月の検針日までの期間	2024年5月の検針日の翌日から2024年6月の検針日までの期間
1 立方メートルにつき	15円00銭	7円50銭

#### 4 そ の 他

その他の事項については、料金表に定めるところによるものといたします。

## 附 則(実施期日)

この供給条件は、2024年1月1日から実施いたします。